

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和7年12月4日認可した。

令和7年12月12日

香川県知事 池 田 豊 人

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
香川町浅野土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）東又幹線地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）西又幹線1号地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）東赤坂古墳前地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）久保下地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）日うら地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）岡の上地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）上浅野地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）上西荒地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）上ざこ地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）新池地区